



目 次	ページ
規 則	
◎高知県手数料徴収条例の一部を改正する条例の施行の日を定める規則	1
告 示	
○救急診療所の認定 (医療業務課)	1
○道路の供用開始 (道 路 課)	1
○2年以内に事業が執行される予定の道路の指定 (建築指導課)	1
○建築基準法による道路の位置の指定 (")	1
公 告	
○争議行為の予告 (雇用労働政策課)	1
(11・4 掲示)	
○特定非営利活動法人の設立認証の申請 (2件) (県民生活・男女共同参画課)	2
(11・10掲示)	
○共同施行土地改良事業の施行の認可 (農業基盤課)	2
○特定漁港漁場整備事業計画の変更案の縦覧 (漁港漁場課)	2
高知県選挙管理委員会告示	
◎高知県選挙事務執行規程の一部改正	2
○政治団体設立の届出	3
○政治団体異動の届出	4
○政治団体解散の届出	4
○資金管理団体指定の届出	4
監査公表	
○監査の結果に関する報告に基づく措置結果	4
入札公告	
○一般競争入札 (情報管理システム機器の借入れ) の公告 (警察本部会計課)	6
○一般競争入札 (総合指揮システム機器の借入れ) の公告 (")	7
落札公告	
○落札者等の公告 (警察本部装	

備施設課) 8

規 則

高知県手数料徴収条例の一部を改正する条例の施行の日を定める規則をここに公布する。
平成22年11月19日

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第77号
高知県手数料徴収条例の一部を改正する条例の施行の日を定める規則

高知県手数料徴収条例の一部を改正する条例（平成22年高知県条例第28号）附則の規定に基づき、同条例の施行の日は、この規則の公布の日とする。

告 示

高知県告示第628号
救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定により、救急診療所として次のとおり認定した。
平成22年11月19日

高知県知事 尾崎 正直

医療機関の名称	所在地	認定年月日	認定の有効期限
前田メディカルクリニック	香美市香北町美良布1516-3	平22・11・16	平25・11・15

高知県告示第629号
道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。
その関係図面は、平成22年11月19日から2週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成22年11月19日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路 線 名 志和仁井田
- 3 道路の区域

供 用 開 始 区 間	延 長 (メートル)	供用開始年月日
高岡郡四万十町志和峯字西小越573番から高岡郡四万十町志和峯字山下239番6まで	440	平成22年11月19日

高知県告示第630号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第4号の規定により、道路法（昭和27年法律第180号）による新設の事業計画のある道路で、2年以内にその事業が執行される予定のものとして次のとおり指定する。
平成22年11月19日

高知県知事 尾崎 正直

起 点	終 点	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
香南市野市町東野字ツノ丸1197-10	香南市野市町東野字ツノ丸1188-3	4.00	85.00

高知県告示第631号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号に規定する道路として次のとおり指定する。
平成22年11月19日

高知県知事 尾崎 正直

地 名	地 番	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
南国市大桶字小豆尻	甲1255番6	5.02	13.19	
		5.12	18.99	
南国市大桶字蟻塚	甲1257番2	5.21	15.89	
	甲1257番3 甲1257番4	5.19		
南国市大桶字芝ヶ端	甲1608番4			
	甲1608番5の一部			

公 告

平成22年11月4日付けをもって厚生年金高知リハビリテーション病院内健保労組高知病院支部支部長熊澤幸子から次のとおり争議行為を行う場合がある旨の通知があったので、公表する。
平成22年11月4日（掲示済）

高知県知事 尾崎 正直

- 1 事件
 - (1) 年末一時金について
 - (2) 年末年始休暇及び手当について
 - (3) その他の要求について

2 日時
平成22年11月15日午前零時以降、本問題の要求解決に至るまでの期間

3 場所
厚生年金高知リハビリテーション病院施設の全職場及び敷地

4 争議行為の概要
3の場所の全体又は部分的に、すべての業務の停止をはじめ、あらゆる形の争議行為とこれに対する妨害排除のための争議行為を単独又は併用して行う。ただし、救急患者及び入院中の重病者のための保安要員は配慮する。

~~~~~  
特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。  
なお、関係書類は、平成22年11月10日から2月間高知県文化生活部県民生活・男女共同参画課において縦覧に供する。  
平成22年11月10日（揭示済）

高知県知事 尾崎 正直

| 申請のあった年月日   | 申請に係る特定非営利活動法人  |        |                  |                                                                                                                          |
|-------------|-----------------|--------|------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|             | 名称              | 代表者の氏名 | 主たる事務所の所在地       | 定款に記載された目的                                                                                                               |
| 平成22年11月10日 | 特定非営利活動法人ほっとハート | 谷 陽    | 四万十市中村東町一丁目5番22号 | この法人は、高齢者・障がい者（児）・引きこもりなど、生活のし辛さを抱えている方たちの居場所や訪問・相談などの事業を行うとともに、地域の中で助け合いながら、誰もが安心して暮らしていくための地域づくりと地域福祉の向上に寄与することを目的とする。 |

~~~~~  
特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、平成22年11月10日から2月間高知県文化生活部県民生活・男女共同参画課において縦覧に供する。
平成22年11月10日（揭示済）

高知県知事 尾崎 正直

申請のあった年月日	申請に係る特定非営利活動法人			
	名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成22年11月10日	特定非営利活動法人高知県有機農業認証協会	宇和川 央	四万十市入田3313番地2	この法人は、JAS法に基づき、有機JAS登録認定機関としての認定業務等を主たる業務とし、もって高知県における有機農業の普及並びに推進を図る事と共に安全な食べ物の供給と環境の保全を図る事により、地域社会の発展に寄与することを目的とする。

~~~~~  
土地改良法（昭和24年法律第195号）第95条第3項において準用する同法第10条第1項の規定により、土佐市舟川大穴地区土地改良事業共同施行の行う土佐市舟川大穴地区土地改良事業の施行を平成22年11月8日に認可した。  
平成22年11月19日

高知県知事 尾崎 正直

~~~~~  
漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第17条第10項の規定により特定漁港漁場整備事業計画を変更しようとするので、同条第11項において準用する同条第4項の規定により次のとおり公告し、当該特定漁港漁場整備事業計画の変更案を公衆の縦覧に供する。

平成22年11月19日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 特定漁港漁場整備事業計画の名称
沖の島地区特定漁港漁場整備事業計画
- 2 特定漁港漁場整備事業計画の変更案の縦覧場所

高知県水産振興部漁港漁場課及び高知県幡多土木事務所並びに宿毛市役所
3 特定漁港漁場整備事業計画の変更案の縦覧期間
平成22年11月19日から同年12月8日まで

選挙管理委員会告示

高知県選挙管理委員会告示第81号

高知県選挙事務執行規程（平成7年2月高知県選挙管理委員会告示第11号）の一部を次のように改正する。
平成22年11月19日

高知県選挙管理委員会委員長 浅野 正倫

目次中「一第79条」を「・第78条」に、「第80条・」を「第79条一」に改める。

第77条中「海区漁業調整委員の選挙等に関する省令」を「海区漁業調整委員会委員の選挙等に関する省令」に、「規定により」を「規定に基づき」に改める。

第78条の見出し中「印」を「印影」に改め、同条中「（郵便によるものを含む。）」を削り、「別記第6号様式の備考2及び別記第6号様式の5の備考1並びに」を「別記第6号様式の備考3及び」に改める。

第79条を削る。

第19章中第80条の前に次の1条を加える。

（国会議員関係政治団体に係る少額領収書等の写しの開示）

第79条 政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条の16第1項の規定に基づき、県委員会に提出された少額領収書等の写し（次項において「少額領収書等の写し」という。）の開示を請求しようとする者は、別記第45号様式による少額領収書等写し開示請求書を県委員会に提出しなければならない。

2 第54条第2項、第55条及び第56条の規定は、少額領収書等の写しの閲覧について準用する。

第80条第1項中「（昭和23年法律第194号）」を削り、「別記第45号様式」を「別記第46号様式」に改める。

別記第45号様式備考1中「第2条の2」を「第3条」に改め、同様式を別記第46号様式とし、別記第44号様式の次に次の1様式を加える。

第45号様式 (国会議員関係政治団体に係る少額領収書等の写しの開示請求書) (第79条関係)

少額領収書等写し開示請求書

年 月 日

高知県選挙管理委員会委員長 様

請求者 郵便番号

住所

氏名

電話番号

(法人その他の団体にあつては、主たる事務所
の所在地、名称及び代表者の職・氏名)

政治資金規正法第19条の16第1項の規定に基づき、下記のとおり少額領収書等の写しの開示を請求します。

記

年	国会議員関係政治団体の名称	支出項目	請求の区分
			<input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 写しの交付 (枚)
			<input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 写しの交付 (枚)
			<input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 写しの交付 (枚)
			<input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 写しの交付 (枚)
			<input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 写しの交付 (枚)
写しの交付枚数合計			枚

備考 1 「支出項目」欄は、次に掲げる支出項目のうち該当するものの番号を記入してください。

- ① 光熱水費 ② 備品・消耗品費 ③ 事務所費
- ④ 組織活動費 ⑤ 選挙関係費 ⑥ 機関紙誌の発行その他の事業費
- ⑦ 調査研究費 ⑧ 寄附・交付金 ⑨ その他の経費
- ⑩ ①から⑨までの全部

2 少額領収書等の写しの写しの交付については、高知県手数料徴収条例第3条の規定により、用紙1枚につき10円の少額領収書等開示手数料が必要です。

3 少額領収書等の写しの写しの交付について、郵送を希望される場合は、少額領収書等開示手数料とは別に郵便料金が必要です。

選挙管理委員会記入欄 (この欄は、記入しないでください。)

閲覧時間	年 月 日 ~ 年 月 日 午前・午後 時 分 午前・午後 時 分
交付年月日	年 月 日
手数料等	手数料 円 (交付枚数 枚) 郵便料金 円
備考	

附 則

この告示は、平成22年11月19日から施行する。

高知県選挙管理委員会告示第82号

政治資金規正法 (昭和23年法律第194号) 第6条第1項の規定により次のとおり届出があった。

平成22年11月19日

高知県選挙管理委員会委員長 浅野 正倫

その他の政治団体 (政党及び国会議員関係政治団体以外の政治団体)

名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所所在地	届出年月日
宮川のりみつ後援会	文野 棟作	宮川 達也	幡多郡黒潮町入野3458	平22・10・5
蜷川澄村	蜷川 澄村	中村 一正	幡多郡黒潮町上川口鳥羽道端	平22・10・6
坂本雄一後援会	坂本 雄一	川竹 優	土佐市蓮池676-1	平22・10・8
森田収三後援会	森田 雅博	堅田 健一	須崎市浦ノ内塩間537番地	平22・10・12
森田としゆき後援会	森田 敏之	川田 さとみ	高知市昭和町23-1	平22・10・12
下元真之助後援会	富永 基一郎	小野 重明	高岡郡四万十町南川口59-4	平22・10・25
依光晃一郎後援会	依光 晃一郎	宮地 諒	香美市土佐山田町楠目446-1	平22・10・28

高知県選挙管理委員会告示第83号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定により次のとおり異動の届出があった。

平成22年11月19日

高知県選挙管理委員会委員長 浅野 正倫

その他の政治団体（政党及び国会議員関係政治団体以外の政治団体）

区分	名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
異動前	沢山保太郎後援会	異動なし	異動なし	安芸郡東洋町野根丙1489-4	平22・10・7
異動後				安芸郡東洋町河内1081番地1	
異動前	徳久衛後援会	田川 温棋	異動なし	異動なし	平22・10・25
異動後		西村 浩利			
異動前	戸田二郎後援会	上田 浩造	異動なし	異動なし	平22・10・26
異動後		西野 幸一			

高知県選挙管理委員会告示第84号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により次のとおり解散の届出があった。

平成22年11月19日

高知県選挙管理委員会委員長 浅野 正倫

その他の政治団体

名称	主たる事務所の所在地	代表者氏名	政治団体でなくなった理由	届出年月日

全国社会保険推進連盟高知県支部	高知市相生町3-25	中内 四郎	解散	平22・10・12
-----------------	------------	-------	----	-----------

高知県選挙管理委員会告示第85号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第2項の規定により次のとおり届出があった。

平成22年11月19日

高知県選挙管理委員会委員長 浅野 正倫

資金管理団体

候補者氏名	公職の種類	名称	主たる事務所の所在地	代表者氏名	届出年月日
坂本 雄一	高知県議会議員	坂本雄一後援会	土佐市蓮池676-1	坂本 雄一	平22・10・8

監 査 公 表

監査公表第11号

平成22年11月19日

高知県監査委員

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により、高知県知事等あて報告を行ったところ、高知県知事から措置結果について通知があったので、同条第12項の規定により、次のとおり公表する。

22高行管第135号

平成22年6月30日

高知県監査委員 様

高知県知事

平成21年度行政監査結果に対する措置について（通知）

平成22年2月22日付け21高監報第15号で報告のありました、平成21年度行政監査結果に対して、下記のとおり措置を講じました。

記

（監査結果）

1 出納員の業務について

（1）出納員の事務引継ぎについて

出納員の事務引継ぎにおいては、高知県会計規則（平成4年高知県規則第2号）第10条第1項で事務引継書の作成等、同規則第11条で事務引継書の会計管理者への提出が義務付けられている。

しかし、事務引継ぎの現状は、確認すべき支出個別表、歳出証拠書類及び郵便切手類等出納簿並びに現金及び郵便切手類の確認さえも行われていない機関があり、引継ぎそのものが形骸化している。こうした状況は、出納員以外の業務と比べて出納員の業務を重要視していないことが要因と考えられる。今後は、出納員としての職責の重さを再認識し、適切な事務の引継ぎを行う必要がある。

また、会計管理局は、出納員から提出された事務引継書の内容チェックは行っておらず、提出は形式的なものとなっている。会計管理局としても、事務引継ぎは出納員の交替に伴う基本的かつ重要な業務であることを念頭に入れて、指導監督を徹底すべきである。

（措置の内容）

高知県会計規則第10条の規定に基づき定めた出納員事務引継書の様式（別記第2号様式の出納員引継書の添付書類の帳簿及び証拠書類引継ぎ明細書）には、これまで、引継ぎの対象となる主要な帳簿（支出個別表、歳出証拠書類等）を例示的に記載していましたが、引継ぎの対象となる帳簿の記載漏れが見られるため、同規則第96条、第98条に規定されている出先機関の出納員の備えるべき帳簿名を全て出納員事務引継書の様式に記載するとともに、実際の引継ぐ帳簿名に冊数を記入するように様式の変更を行いました。

さらに、出納員による引継ぎの重要性を認識させ、適正な引継ぎがなされるように各出先機関長及び各出納員あてに通知（平成22年3月24日付け「出納員の事務引継ぎについて」（会計管理者通知））を行いますとともに、会計検査の際に、事務引継ぎが適正に行われているかの確認を重点的に行ってまいります。

（監査結果）

（2）支出個別表の確認について

公金の支出における支出個別表と歳出証拠書類との出納員による突合作業は、不適正な支出の有無を確認するとともにけん制する意味でも重要な業務であるが、アンケート調査では3割の出納員が確認をしていないと回答している。

会計管理局は、出納員に当該業務の重要性を再確認させることが必要である。また、出納員は、会計事務の内部統制上の重要な行為であることを認識し、毎月必ず突合を行うべきである。

（措置の内容）

出納員が行わなければならない、毎月の支出個別表と歳出証拠書類の照合確認の実施状況については、これまで、会計検

査の際に検査を行ってきましたが、まだ、当該業務の重要性が十分認識されていない状況にあり、本年度は、会計検査時における支出個別表の1ページ目の余白に、確認日、確認者の職・氏名の表示の検査に加えて、本年度新たに実施する会計管理局長などと出納員とのヒアリングの際や新任出納員研修など出納員の参加する研修などにおいても、当該業務の重要性を徹底し、毎月の確認を行うよう努めてまいります。

(監査結果)

2 出納員としての自覚

会計事務は日々の業務として地味ではあるものの、アンケート調査では、出納員はその職責は重要であると認識している。しかし、多くの出納員は、次長としての管理業務や総務関係の業務も行っており、特に技術職の出納員は、技術管理の責任者としての役割を併せ持っていることから、出納員としての業務に携わる割合は低くなっている。

このような状況では、ともすれば会計事務の統括者としての出納員の業務や知識の習得が手薄になることが懸念されるところである。

出納員は会計事務をすべて自己の名と責任において処理しなければならず、善良な管理者としての役割を負っている。出納員には、その職務の重大性を強く自覚し、出納員業務の自己研鑽に努めるよう求める。

(措置内容)

新任出納員に対しては、これまで、6月に研修を実施してきましたが、今年度は、4月に、出納員の役割や会計管理局として整えている支援体制（会計事務総合支援本部や会計事務ハンドブック、「よくある質問集Q&A」、会計専門員制度など）について研修を実施しました。

今後、更に、6月には、新たに、出先機関すべての所属長及び出納員に対して、県下6ブロックで、会計事務における所属長及び出納員としての役割を認識してもらうための研修を実施しますとともに、8月には新任・技術職出納員を主体に出納員のフォローアップ研修を実施することにしています。

(監査結果)

3 会計事務の体制づくりについて

会計事務を経験していない技術職の出納員の配置や経理員が1人だけの出先機関の設置など会計事務の体制は様々である。しかし、どのような環境であれ、出納員の業務は、公金などの管理にかかわることであり、個々の会計事務は適切かつ確実に行われなければならない。

こうした会計事務は、規則等で定められた手続や書式に基づいて行われており、出納員が最終責任者となっている。出納員としての役割を十分に果たしていくためには、各段階でのチェックが必要であり、組織として経理員を含めた会計事務の体制づくりも不可欠である。

(措置の内容)

会計事務の適正化に向けて、組織的な対応を行ってもらうために、今年度、新たに、全ての出先機関を対象として、所属長及び出納員研修を開催するなど、研修をより充実させるとともに、会計専門員による年4回以上の巡回指導を行うなどきめ細やかな支援に努めていきます。

さらに、今年度から会計検査時に、所属長、出納員及び経理員に対する執行管理体制についてヒアリングを実施し、管理職、出納員の自覚と実行をうながしていきます。

(監査結果)

4 支援体制の充実

(1) 会計専門員制度の継続と充実

会計専門員は土木事務所の出納員の業務に加え、管内出先機関の指導等を行っている。その活動に対しては、対象出先機関からは評価を得ており、制度の存続を望む声が多い。当該制度は、会計事務処理の適正化に一定の効果があると認められることから、今後も継続し、出先機関の支援に取り組む必要がある。

なお、制度の継続に際しては、次の点に留意すべきである。

ア 会計専門員の巡回指導に際しては、検査を受けるイメージを持つ出先機関もあることから、会計管理局は、会計専門員の位置付けを明確に示すべきである。

また、会計専門員には相手の知識やニーズに応じたきめ細かな取組が求められる。

イ 会計専門員は、新任の出納員研修を毎年開催しているものの、出納員との接触が少ない実態がある。

研修後の指導や管内の出納員への継続的な指導助言体制が求められる。

ウ 事務職と技術職の出納員では会計事務の知識に差があるなどの実態を踏まえて、会計管理局は、会計専門員が行う指導等及び新任研修の内容に関する枠組みを示し、その活動を支援することが望ましい。

(措置の内容)

会計専門員制度の位置付けを明確にするとともに、会計専門員の活動を会計管理局全体で支援するために、次の措置をとりました。

ア 高知県行政組織規則（平成15年高知県規則第43号）上の会計専門員の職務に「各出先機関の会計事務指導」を明記し、会計専門員の職務を明確にするとともに「会計専門員行動指針」を下記のとおり定めました。

(ア) 年4回以上、管内出先機関に出向くこと。

(イ) 会計管理課が実施する会計検査に同席すること。

(ウ) 会計管理局が主催する管内での会計事務研修に講師として参加するとともに、管内出先機関の現状に即した

会計事務研修をマネージメントすること。

(エ) 活動状況を記録し会計管理課に報告するとともに、毎月開催される会計専門員会で報告すること。

(オ) 会計専門員は会計管理局の職員として、局内で常に連絡や相談を行うこととし、本庁配属の職員と一体となって行動できるよう努めること。

イ 従来、各会計専門員が独自に行っていた新任出納員研修を、会計管理局の主催とし、局長、次長、会計指導監などが講師として参画するように改めました。また、さらに、出納員の指導を強化するため、今年度新たに6月に全ての出先機関を対象として、所属長・出納員研修を開催しますとともに、8月には新任・技術職出納員フォローアップ研修も、開催することにしています。

(監査結果)

(2) 研修の充実

会計事務の適正化を図るためには、出納員等への研修は不可欠である。研修については、これまで、実務に合わせた研修、職責に応じた研修及び所属からの要請による研修と様々な形で行っている。

しかし、出先機関では日々会計事務がなされており、経験のない出納員や経理員も着任後即日実務に携わらなければならず、特に年度当初の会計事務の執行が課題となっている。

こうした状況を改善していくためには、今後も技術職を含めた研修を更に充実させていくべきである。

なお、出先機関の会計事務の内容は、総務事務の集中化等により賃金などの定例的な支払は減少し、市町村に対する補助金業務等が追加されるなど変化している。このため研修については、現状に即したものとなるよう内容の検討が必要である。

(措置の内容)

不適切な事務処理の事例をより多く入れたり、各所属などからの要請に基づく出前研修の実施など、引き続き、研修内容の充実を図りますとともに、本庁職員会計事務実務研修で行っている補助金事務の研修を出先機関の職員も参加できるよう、見直しを行ってまいります。

(監査結果)

(3) ハンドブック等の充実

ハンドブック及び会計管理局のイントラネットは、内容がよく整理されており、出先機関の出納員や経理員にとって、会計事務を行う際の重要な資料となっている。

今後は、長期継続契約等定型的な事務処理について会計事務の現場で即活用できるフロー図などの資料を整備し、一層の利便性を図ることが求められる。

(措置の内容)

会計事務ハンドブックの契約事務（指名競争入札や随意契約

など)については、活用しやすいように記載内容の見直しを行いますとともに、「よくある質問集Q&A」の掲載項目を増やしました。

また、会計事務ハンドブックのイントラネットからの印刷は量が多いためトラブルが発生しやすいという指摘があったため、会計専門員に貸し出しして、コピーしてもらうためのハンドブックを配付しますとともに、検索しやすいように、会計事務ハンドブックに通しページをふりました。

(監査結果)

(4) 相談業務の充実

会計管理局が行っている相談業務は、職員からの相談に対し速やかな対応が望まれる。相談内容によってはフォローアップが必要な事案も考えられることから、会計専門員との連携及びきめ細かな対応が求められる。

(措置の内容)

会計管理局における会計事務総合支援本部や会計専門員などの相談体制については、多くの職員に認識し、利用していただくため、各種研修の場などで、PRを行うとともに、これまで受けた相談などをもとに「よくある質問集Q&A」の掲載内容の見直しや項目の追加などを行いました。

また、相談内容により、フォローアップが必要な場合には、会計専門員とも連絡を取り、直接、所属を訪問するなどによりフォローアップを引き続き行ってまいります。

(監査結果)

5 財務会計システムについて

現状では、会計事務の適正な管理を担保するために、歳入歳出外現金などで補助簿を作成して管理せざるを得ない事例がある。将来的には財務会計システムで管理が可能となるよう検討を求める。

(措置の内容)

歳入歳出外現金の管理については、各所属で受入額、払出額、残額及び受払いの相手方を確認できるようにするため、毎月上旬、会計管理課から「歳入歳出外現金個別表」を該当のある執行機関へ送付しています。

また、現在の財務会計システムでは、歳入歳出外現金の個々の決議ごとの照会ができず、略区分単位での支払額及残額の照会（【650】歳入歳出外現金整理区分受払照会）機能のみ、となっています。

個々の債権者ごとに、その歳入歳出外現金を管理するためには、財務会計システムの改修が必要となりますので、費用対効果などを検証したうえで、対応を検討していきたいと考えています。

入 札 公 告

政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付する。

平成22年11月19日

高知県警察本部長 北村 博文

1 入札に付する事項

- (1) 借入物品の名称及び数量
情報管理システム機器 一式
- (2) 借入物品の特質等
入札説明書による。

(3) 借入期間
平成23年7月1日から平成33年6月30日まで

(4) 借入場所
高知県警察本部

(5) 入札方法
ア 入札金額は、この入札公告に示した借入物品の借入期間の賃貸借料（保守料金を含む。）の月額を入札書に記載すること。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

次に掲げるすべての要件を満たす者は、この一般競争入札に参加することができる。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 高知県における「平成21～23年競争入札参加資格者登録名簿（物品購入等関係）」に登録されている者であること。

(3) この入札公告の日から入札の日までの間に、高知県物品購入等関係指名停止要領（平成7年12月高知県告示第638号）に基づく指名停止等の措置を受けていない者であること。

(4) 入札説明書に示した借入物品の要求仕様に合致した物品及び数量を確実に納入し得ることを証明し、かつ、契約を完全に履行する業務の実施体制及び能力を備えている者であること。

(5) 会社更正法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

3 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

郵便番号780-8544
高知市丸ノ内二丁目4-30
高知県警察本部警務部会計課 用度係
電話番号088-826-0110（内線2252）

(2) 入札説明書の交付方法

平成22年11月19日（金）から同年12月15日（水）まで（日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律178号）第3条に規定する休日を除く。）の間に(1)の交付場所で交付する。

(3) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

平成23年1月12日（水）午後1時30分
郵送による場合は、書留郵便によるものとし、平成23年1月11日（火）午後5時までに(1)の交付場所に必着すること。

イ 場所

高知市丸ノ内二丁目4-30 高知県警察本部1階 聴聞室

4 その他

(1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

高知県契約規則（昭和39年高知県規則第12号。以下「規則」という。）第9条、第10条、第39条及び第40条の規定による。

(3) 入札に参加を希望する者に求められる事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に示した借入物品の機能等証明書及び物品を納入することができることを証明する書類を平成22年12月15日午後5時までに3の(1)の交付場所に提出しなければならない。また、開札の日までの間において、高知県警察本部長から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(4) 入札の無効

この入札公告に示した入札参加資格のない者がした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者がした入札その他規則第21条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(5) 落札者の決定方法

規則第15条の規定により決定された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(6) 契約書作成の要否

要

(7) 資格審査に関する事項

2の(2)に掲げる入札参加資格要件を有しない者で、この一般競争入札に参加を希望するものは、高知県知事が定める申請書に必要書類を添えて、高知県会計管理局総務事務センターに提出すること。ただし、平成22年12月22日（水）までに申請を行わなかったときは、この入札公告に係る入札参加資格が与えられない。また、同日までに申請を行った場合でも、申請書類に不備があるときは、この入札公告に係る入札参加資格が与えられないことがある。

なお、申請書を提出するときは、この入札公告の日、入札の件名及び入札の日時を当該申請書の欄外に朱書するとともに、当該事項を申し出ること。

(8) 関連情報を入手するための照会窓口

3の(1)に同じ。

(9) 詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be leased:
Information Control System Equipment 1 set

(2) Deadline for tender (by hand) : 1:30 P.M. on
Wednesday 12 January 2011

(3) Deadline for tender (by mail) : 5:00 P.M. on
Tuesday 11 January 2011

(4) Contact: Police Administration Department,
Accounting Division, Kochi Prefectural Police
Headquarters, 2-4-30 Marunouchi, Kochi City, Kochi
780-8544 Japan
Tel: 088-826-0110 (ext. 2252)

~~~~~  
政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付する。

平成22年11月19日

高知県警察本部長 北村 博文

## 1 入札に付する事項

(1) 借入物品の名称及び数量  
総合指揮システム機器 一式

(2) 借入物品の特質等  
入札説明書による。

(3) 借入期間  
平成23年7月1日から平成30年6月30日まで

(4) 借入場所  
高知県警察本部

(5) 入札方法  
ア 入札金額は、この入札公告に示した借入物品の借入期間の賃貸借料の月額を入札書に記載すること。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 入札参加資格

次に掲げるすべての要件を満たす者は、この一般競争入札に参加することができる。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 高知県における「平成21～23年競争入札参加資格者登録名簿（物品購入等関係）」に登録されている者であること。

(3) この入札公告の日から入札の日までの間に、高知県物品購入等関係指名停止要領（平成7年12月高知県告示第638号）に基づく指名停止等の措置を受けていない者であること。

(4) 入札説明書に示した借入物品の要求仕様に合致した物品及び数量を確実に納入し得ることを証明し、かつ、契約を完全に履行する業務の実施体制及び能力を備えている者であること。

(5) 会社更正法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

## 3 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

郵便番号780-8544

高知市丸ノ内二丁目4-30

高知県警察本部警務部会計課 用度係

電話番号088-826-0110（内線2252）

(2) 入札説明書の交付方法

平成22年11月19日（金）から同年12月15日（水）まで（日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律178号）第3条に規定する休日を除く。）の間に(1)の交付場所で交付する。

(3) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

平成23年1月12日（水）午後2時30分

郵送による場合は、書留郵便によるものとし、平成23年1月11日（火）午後5時までに(1)の交付場所に必着すること。

## イ 場所

高知市丸ノ内二丁目4-30 高知県警察本部1階 聴聞室

## 4 その他

(1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

高知県契約規則（昭和39年高知県規則第12号。以下「規則」という。）第9条、第10条、第39条及び第40条の規定による。

(3) 入札に参加を希望する者に求められる事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に示した借入物品の機能等証明書及び物品を納入することができることを証明する書類を平成22年12月15日午後5時までに3の(1)の交付場所に提出しなければならない。また、開札の日までの間において、高知県警察本部長から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(4) 入札の無効

この入札公告に示した入札参加資格のない者がした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者がした入札その他規則第21条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(5) 落札者の決定方法

規則第15条の規定により決定された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(6) 契約書作成の要否  
要

(7) 資格審査に関する事項

2の(2)に掲げる入札参加資格要件を有しない者で、この一般競争入札に参加を希望するものは、高知県知事が定める申請書に必要書類を添えて、高知県会計管理局総務事務センターに提出すること。ただし、平成22年12月22日（水）までに申請を行わなかったときは、この入札公告に係る入札参加資格が与えられない。また、同日までに申請を行った場合でも、申請書類に不備があるときは、この入札公告に係る入札参加資格が与えられないことがある。

なお、申請書を提出するときは、この入札公告の日、入札の件名及び入札の日時を当該申請書の欄外に朱書するとともに、当該事項を申し出ること。

(8) 関連情報を入手するための照会窓口

3の(1)に同じ。

(9) 詳細は、入札説明書による。

## 5 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be leased:

General Command System Equipment 1 set  
(2) Deadline for tender (by hand) : 2:30 P.M. on  
Wednesday 12 January 2011  
(3) Deadline for tender (by mail) : 5:00 P.M. on  
Tuesday 11 January 2011  
(4) Contact: Police Administration Department,  
Accounting Division, Kochi Prefectural Police  
Headquarters, 2-4-30 Marunouchi, Kochi City, Kochi  
780-8544 Japan  
Tel: 088-826-0110 (ext. 2252)

-----  
落 札 公 告  
-----

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める  
政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第11条及  
び高知県特定調達契約事務取扱規則（平成7年高知県規則第125  
号）第8条の規定により、次のとおり落札者等について公告す  
る。

平成22年11月19日

高知県警察本部長 北村 博文

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量  
警察用船舶「おおとさ」定期検査整備 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地  
高知県警察本部警務部装備施設課 高知市丸ノ内二丁目4-  
30
- 3 落札者を決定した日  
平成22年10月19日
- 4 落札者の氏名及び住所  
株式会社カゴオ 安芸郡奈半利町乙883番地
- 5 落札金額  
44,100,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 政令第6条の公告をした日  
平成22年9月7日